

令和6年度までの区債権の状況と令和7年度における収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和7年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 令和6年度までの区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について ※令和6年度の数値は速報値

区全体の収入未済額は、生活保護費返還金・徴収金等の増加が大きく、令和6年度で約45億円となり、令和5年度と比較して約4千6百万円増加した。不納欠損額は、国民健康保険料の増加などにより、令和5年度と比較して約7千2百万円増加した。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	5,242,081 千円	4,645,960 千円	4,444,379 千円	4,435,255 千円	4,480,918 千円
対前年度増減額	▲ 149,536 千円	▲ 596,121 千円	▲ 201,581 千円	▲ 9,124 千円	45,663 千円
不納欠損額	1,079,615 千円	1,419,675 千円	1,137,830 千円	983,444 千円	1,055,901 千円
対前年度増減額	192,629 千円	340,060 千円	▲ 281,845 千円	▲ 154,386 千円	72,457 千円

2 各債権の状況について ※令和6年度の数値は速報値

（1）主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）について

主要3債権の令和6年度の収入未済額は約30億円で、令和5年度と比較すると、約2千4百万円減少した。不納欠損額は、約5千4百万円増加した。

各債権の詳細は、以下のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	4,138,198 千円	3,473,128 千円	3,209,170 千円	3,108,003 千円	3,083,821 千円
対前年度増減額	▲ 145,193 千円	▲ 665,070 千円	▲ 263,958 千円	▲ 101,167 千円	▲ 24,182 千円
区債権全体に占める割合	78.9%	74.8%	72.2%	70.1%	68.8%
不納欠損額	957,594 千円	1,294,715 千円	1,032,482 千円	867,928 千円	922,077 千円
対前年度増減額	156,298 千円	337,121 千円	▲ 262,233 千円	▲ 164,554 千円	54,149 千円
区債権全体に占める割合	88.7%	91.2%	90.7%	88.3%	87.3%

ア 特別区民税

【表3】特別区民税

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	1,118,901 千円	921,993 千円	862,627 千円	778,356 千円	751,496 千円
対前年度増減額	▲ 154,517 千円	▲ 196,908 千円	▲ 59,366 千円	▲ 84,271 千円	▲ 26,860 千円
収入率	96.6%	97.1%	97.4%	97.7%	97.8%
23区順位	21位	20位	16位	15位	13位
不納欠損額	107,464 千円	99,807 千円	94,168 千円	85,672 千円	83,396 千円
対前年度増減額	▲ 12,360 千円	▲ 7,657 千円	▲ 5,639 千円	▲ 8,496 千円	▲ 2,276 千円

【現状】

現年分・滞納繰越分を合わせた合計収入率は年々上昇している。その要因としては、納税案内センターを活用した督促・催告・滞納処分の早期着手及び滞納整理専門員を活用した高額滞納案件の滞納整理等、これまで行ってきた対策が着実に成果を上げているためと考えている。

【課題】

近年、現年分の調定額・納税義務者数が増加していることに伴い、滞納者数・滞納額も増加すると予測されるため、業務の効率化や体制強化が必要である。

【これまでの主な取組】

- ① 国税OBである滞納整理専門員を活用した専門的な滞納整理
- ② 財産調査業務委託による財産調査の効率化
- ③ 督促状の発付期日繰上げによる催告・滞納処分の早期着手

【令和7年度の主な取組】（目標収入率：97.9%）

- ① 財産調査業務委託を活用して財産調査を効率化し、調査件数の増加を図る。
- ② 滞納者の半数近くを占める区外滞納者に対する滞納処分を強化するため、現在の課税権を有する自治体への課税状況照会の早期着手を行う。

イ 国民健康保険料

【表4】国民健康保険料

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	2,849,098 千円	2,400,415 千円	2,211,233 千円	2,181,435 千円	2,171,892 千円
対前年度増減額	▲ 1,726 千円	▲ 448,683 千円	▲ 189,182 千円	▲ 29,798 千円	▲ 9,543 千円
収入率	70.0%	70.9%	74.7%	75.1%	76.3%
23区順位	21位	22位	22位	22位	20位
不納欠損額	819,003 千円	1,137,291 千円	877,683 千円	751,314 千円	793,111 千円
対前年度増減額	185,525 千円	318,288 千円	▲ 259,608 千円	▲ 126,369 千円	41,797 千円

【現状】

現年度分収入未済を減らし、新たな滞納繰越を抑制することを目標に、令和6年度より通年稼働した催告センターを活用し、現年度未納分への早期対処、口座振替獲得推進等を実施した。現年度分については、収入額は増加したものの調定額の増加が大幅であったことで収入率は微減となったが、滞繰分収入率は上昇し、全体として滞納繰越額が減少した。

【課題】

催告センターを活用した滞納整理業務のさらなる効率化、外国人への収納対策などの取組を通じ、債権管理体制をさらに強化していく必要がある。

また、保険料の安定確保のためにも、口座振替の加入数を増やしていく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 催告センター通年稼働による、効率的な催告、財産調査の実施及び職員による差押え等の機能の強化
- ② 会計年度任用職員（納付相談員）の採用による、滞納整理の職員体制の強化
- ③ 預貯金調査等電子化サービスの拡大による財産調査の効率的な実施
- ④ 新庁舎での加入手続と口座振替手続の一体化の実施
- ⑤ 催告センターにおける、ネパール語、ベトナム語による納付案内の早期実施
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催

【令和7年度の主な取組】（目標収入率：77.5%）

- ① 催告センターを活用し、より効率的な催告、財産調査を実施するとともに、職員による差押え等の機能を強化する。
- ② 会計年度任用職員（納付相談員）による納付相談を更に拡大し、職員による滞納処分体制を強化する。
- ③ 口座振替手続について、新庁舎で同フロアになった戸籍住民課との連携により転入者への口座振替勧奨を行い、新規口座振替開始世帯数を増やす。
- ④ 催告センターにおけるネパール語、ベトナム語による納付案内及び、外国人滞納者に向けた在留資格に係る注意喚起を実施する。【新規】
- ⑤ 債権管理（保険料）の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料合同研修やケース会議を開催する。

ウ 介護保険料

【表5】介護保険料

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	170,199 千円	150,720 千円	135,310 千円	148,212 千円	160,433 千円
対前年度増減額	11,050 千円	▲ 19,479 千円	▲ 15,410 千円	12,902 千円	12,221 千円
収入率	96.2%	96.2%	96.4%	96.7%	96.7%
23区順位	11位	18位	17位	15位	18位
不納欠損額	31,127 千円	57,617 千円	60,631 千円	30,942 千円	45,570 千円
対前年度増減額	▲ 16,867 千円	26,490 千円	3,014 千円	▲ 29,689 千円	14,628 千円

【現状】

収入率は96%台で安定している。要因としては、普通徴収対象者に対する口座振替加入の勧奨、キャッシュレス決済の推進、納付相談の機会に滞納繰越分と併せて現年度分の収納を行ってきたことが挙げられる。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、普通徴収の未収金対策として口座振替加入の促進やキャッシュレス決済を推進する必要がある。65歳到達者や転入者については特別徴収が開始されるまでは普通徴収となることについて、制度理解、納付の啓発を強化する必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書やWeb口座振替サービスの案内を同封するなどの口座振替加入の促進
- ② 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付及び相談の勧奨
- ③ キャッシュレス決済の推進
- ④ 納付困難な被保険者への減免制度の周知

⑤ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催
【令和7年度の主な取組】（目標収入率：96.8%）

- ① 普通徴収の確実な納付のため、新たに被保険者となる者等に対し、制度理解、納付の啓発を強化する。また、納付相談を行う者も含め、口座振替手続を勧奨し、口座振替手続方法としてペイジー口座振替手続、Web口座振替サービスを周知する。
- ② 要介護（支援）認定申請を行った滞納者に対し、給付制限になることを周知し、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ③ 定期的に督促状・催告書を発送して、滞納者への納付相談、納付勧奨を行い、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ④ 納付困難な被保険者に対して、督促状、催告書等の発送文書に減免措置に関する文書を同封する。窓口での納付相談の機会に減免制度の周知を図る。
- ⑤ 区報やホームページ等での周知を徹底し、キャッシュレス決済を推進する。
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料の合同研修やケース会議を開催する。

（2）その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料などの強制徴収（差押等）できる公債権と、生活保護費過年度過払金などの強制徴収できない公債権がある。また、公債権以外に各種福祉資金貸付金返還金などの私債権がある。これらの主要3債権を除く公債権と私債権の令和6年度の収入未済額の合計は約14億円となっており、不納欠損額は約1億3千万円だった。収入未済額及び不納欠損額が大きい後期高齢者医療保険料、生活保護費返還金・徴収金等の詳細は、以下のとおりである。

【表6】その他の債権合計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	1,103,883 千円	1,172,832 千円	1,235,210 千円	1,327,252 千円	1,397,098 千円
対前年度増減額	▲ 4,343 千円	68,949 千円	62,378 千円	92,042 千円	69,846 千円
不納欠損額	122,021 千円	124,959 千円	105,348 千円	115,516 千円	133,823 千円
対前年度増減額	36,331 千円	2,938 千円	▲ 19,611 千円	10,168 千円	18,307 千円

ア 後期高齢者医療保険料

【表7】後期高齢者医療保険料

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	56,041 千円	53,593 千円	66,767 千円	75,648 千円	79,537 千円
対前年度増減額	▲ 7,454 千円	▲ 2,448 千円	13,174 千円	8,881 千円	3,889 千円
収入率	98.3%	98.6%	98.5%	98.3%	98.2%
23区順位	9位	10位	13位	17位	19位
不納欠損額	14,514 千円	13,646 千円	13,557 千円	15,153 千円	19,597 千円
対前年度増減額	4,048 千円	▲ 868 千円	▲ 89 千円	1,596 千円	4,444 千円

【現状】

被保険者数の増加や一人あたりの保険料の上昇により調定額が増加し、現年分の収入率は下がったが、滞納繰越分において、催告センターの活用や差押え等により収入額・収入率がともに増加し、全体の収入率は微減に留まった。

【課題】

普通徴収による賦課額の割合は増加しており、引き続き現年分保険料の安定的な確保

が課題となっている。また、高額滞納者への差押えや、催告センターの活用による滞納整理業務のさらなる効率化が必要となっている。

【これまでの主な取組】

- ① 75歳到達による新規加入者や特別徴収から普通徴収切替対象者への口座振替加入及びWeb口座振替サービスの促進
- ② 定期的な督促状の送付による滞納者への納付勧奨及び納付相談
- ③ コンビニ納付やスマートフォンを利用したキャッシュレス決済の促進
- ④ 催告センターによる滞納者への電話催告、文書催告、訪問催告
- ⑤ 職員による高額滞納者への差押え予告及び差押えの実施
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けた検討と、3料合同研修やケース会議の開催

【令和7年度の主な取組】（目標収入率：98.5%）

- ① 普通徴収の確実な収納のため、75歳到達による新規加入者への口座振替加入の勧奨や、特別徴収から普通徴収へ支払方法が変更になった被保険者への口座振替加入の促進を行う。
- ② 定期的な督促状の送付による滞納者への納付勧奨及び納付相談を実施する。
- ③ コンビニ納付やスマートフォンを利用したキャッシュレス決済を促進する。
- ④ 収納率向上のため催告センターによる効率的な電話催告、文書催告、訪問催告を定期的に実施する。
- ⑤ 職員による高額滞納者への差押え予告及び差押えを実施する。
- ⑥ 債権管理（保険料）の一元化に向けて引き続き検討を進めるほか、3料の合同研修やケース会議を開催する。

イ 生活保護費返還金・徴収金等

【表8】生活保護費返還金・徴収金等

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	919,050 千円	999,687 千円	1,048,909 千円	1,119,904 千円	1,202,645 千円
対前年度増減額	92,213 千円	80,637 千円	49,222 千円	70,995 千円	82,741 千円
収入率	12.2%	12.0%	13.9%	11.8%	11.0%
不納欠損額	90,943 千円	103,405 千円	85,479 千円	85,431 千円	99,826 千円
対前年度増減額	36,231 千円	12,462 千円	▲ 17,926 千円	▲ 48 千円	14,395 千円

【現状】

収入率が下がり、収入未済額は増加した。内訳としては、督促、催告の着実な実施により、滞納繰越分の収入率は上がったものの、現年度分の収入率が下がった。

【課題】

生活保護法第63条に基づく返還金（急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金）については、債務者が主に生活保護受給者であるため、債権回収は容易ではない。そのため、返還の発生を把握した段階で、返還金を消費する前に、現年度中に納付させることが必要である。

また、生活保護法第78条に基づく徴収金（不実な申請または不正な手段により保護を受けた場合の徴収金）については、現年度の収入率が著しく低いことから、債権回収だけでなく生活保護受給者へ収入申告義務の説明の徹底、不正受給を発生させない取組等、法令に基づいた適正な債権管理の継続に加え、債権の発生を減らしていくことが重要である。

【これまでの主な取組】

- ① 年金・就労等の収入申告の遅延防止に向けた収入状況の把握及び収入金の未消費時点での早期の回収着手
- ② 毎月の督促や年2回の催告、住基ネットワーク端末を活用した居所調査や相続人調査の実施
- ③ 庁内連携等による自己破産情報の把握及び債権放棄の実施
- ④ 保護費との相殺を可能にするため、法第63条に基づく返還金（非強制徴収公債権）を法第77条の2（強制徴収公債権）として同時決定

【令和7年度の主な取組】（目標収入率：11.0%）

- ① 被保護世帯の年金・就労等の収入状況を常時把握することにより、債権を発生させない取組を徹底する。
- ② 戻入金が発生した段階で、収入充当の処理や分割納付の指導を行う。
- ③ 督促・催告、生活保護廃止者の居所把握等適正な債権管理に努める。
- ④ 強制徴収公債権として決定した債権について、生活保護受給者と交渉して申出書を徴取し、保護費との相殺件数を増やす。

ウ 福祉資金貸付金返還金

【表9】福祉資金貸付金返還金

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入未済額	35,660 千円	31,142 千円	27,324 千円	21,417 千円	17,839 千円
対前年度増減額	▲ 6,473 千円	▲ 4,518 千円	▲ 3,818 千円	▲ 5,907 千円	▲ 3,578 千円
収入率	31.2%	26.2%	26.7%	29.0%	20.6%
不納欠損額	1,349 千円	0 千円	0 千円	1,469 千円	781 千円
対前年度増減額	▲ 2,914 千円	▲ 1,349 千円	0 千円	1,469 千円	▲ 688 千円

【現状】

滞納月数に応じた催告書発送及び債権回収業務委託の効果並びに区の生活保護受給者となった債務者に対するケースワーカーとの連携などにより、収入未済額は年々減少している。

【課題】

督促、催告の他、現年度の収入率向上のための取組を行う。

【これまでの主な取組】

- ① 債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い、回収効果を上げる取組を実施
- ② 滞納月数に応じ、催告書文面を変更のうえ、借受人・連帯保証人等へ送付

【令和7年度の主な取組】（目標収入率：20.6%）

- ① 滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- ② 債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。
- ③ 区の生活保護受給者となった債務者に対しては、ケースワーカーと連携した債権管理を行う。
- ④ 督促、催告の他、納付が遅れている債務者には、個別に生活状況等を確認し納付相談につなげる。